

議第135号から議第141号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成21年 9 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指定期間
135	京都市錦林児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都福祉サー ビス協会	左記の施設を開 館する日から平 成27年 3 月31日 まで
136	京都市修学院第二 児童館	京都市上京区猪熊通丸太町下る 中之町519番地 社会福祉法人京都社会福祉 協会	同 上
137	京都市明德児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都福祉サー ビス協会	同 上
138	京都市西野児童館	京都市上京区猪熊通丸太町下る 中之町519番地 社会福祉法人京都社会福祉 協会	同 上
139	京都市唐橋児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福 祉協議会	同 上

140	京都市梅津北児童館	京都市中京区柳馬場通御池下る 柳八幡町65番地 社団法人京都市児童館学童 連盟	同 上
141	京都市向島南児童館	京都市伏見区向島本丸町68番地 社会福祉法人向島保育園	同 上

提案理由

京都市錦林児童館ほか6館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるため提案する。